

固定資産課税台帳の閲覧

自己所有の固定資産や、借地・借家人などの権利部分の「固定資産課税台帳」の閲覧を行っています。

●とき

4月1日(金)～通年

午前8時30分～午後5時15分

※水曜日は午後7時15分まで、土日・祝日を除く。

●ところ 税務課 資産税係

●対象・内容

- ・固定資産税の納税義務者
…当該納税義務に係る固定資産

- ・借地人…当該権利の土地
- ・借家人…当該権利の家屋とその敷地の土地

●手数料 1件 200円

※縦覧期間中の納税義務者による閲覧は無料

●必要なもの

- ・本人確認書類(納税通知書、運転免許証、健康保険証など)
- ・法人は社印・代表者印の押印がある委任状
- ・借地、借家人は賃貸借契約書や賃借料領収書など(最新のもの)

●問い合わせ 税務課 内線116

固定資産税土地価格・家屋価格の縦覧

固定資産税の納税者が自己の土地・家屋の評価額と他の評価額を比較し、評価額が適正であることを確認していただくために縦覧を行います。

●とき

4月1日(金)～5月2日(月)

午前8時30分～午後5時15分

※水曜日は午後7時15分まで、土日・祝日を除く。

●ところ 税務課 資産税係

●対象・内容 固定資産税の土地・家屋の納税者

※納税者の同居の親族、代理人で委任状を提示した方や納税管理人も縦覧可

- ・土地の納税者…土地価格等縦覧帳簿
(所在、地番、地目、地積、評価額)

- ・家屋の納税者…家屋価格等縦覧帳簿
(所在、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額)

●必要なもの

- ・本人確認書類(納税通知書、運転免許証、健康保険証など)
- ・法人は社印・代表者印の押印がある委任状

●その他

- ・縦覧帳簿の内容は、電話での問い合わせ不可
- ・縦覧帳簿のコピー不可
- ・価格についての不服審査申出は、納税通知書を受け取った日の翌日から3か月以内に限り、固定資産評価審査委員会へ行うことができます。

●問い合わせ 税務課 内線116

県後期高齢者医療制度協定保養所利用助成

被保険者の健康の保持・増進を目的に、次の協定保養所に宿泊する場合、1人1泊につき1,000円を助成します(4月1日から翌年3月31日までの1年間で、全保養所合わせて4泊まで利用可)。

●協定保養所

	協定保養所名	電話番号
田原市	シーサイド伊良湖	0531-35-1151
蒲郡市	サンヒルズ三河湾	0533-68-4696
豊田市	ひやくねんそう 百年草	0565-62-0100
犬山市	レイクサイド入鹿	0568-67-3811
桑名市	名古屋市休養温泉 ホーム松ヶ島	0594-42-3330
東浦町	あいち健康の森 プラザホテル	0562-82-0211

●申し込み

申し込み時に協定保養所へ被保険者であることを伝え、宿泊当日、保養所の窓口で後期高齢者医療の保険証と利用カード(初回利用時に保養所で交付)を提示してください。精算時に利用料金に対し1,000円を助成します。

●問い合わせ

- ・県後期高齢者医療広域連合
☎052-955-1227
- ・役場 保険医療課 内線153